禁複写

議事要旨(4)四半期会計基準の検討状況について

野村金融庁総務企画局企業開示課企業会計調整官より、7 月 7 日に開催された第 14 回企業会計審議会監査部会における四半期レビューの検討状況の説明が行われた。具体的には、四半期レビューの目的を消極的保証とし、年度監査と同様の保証を得ることを目的に設計されたものではないことや四半期レビュー手続においては、質問、分析的手続その他のレビュー手続を実施することとし、年度監査と同様の手続きではないことなどが説明された。次回以降、レビュー基準（案）を部会に提示し審議を重ね、公開草案の公表、コメントの検討といったプロセスを経た後に、レビュー基準を公表する予定である旨の説明がなされた。

その後、新井専門委員より、9 月 11 日の専門委員会での主なコメントや注記事項を中心に会計基準（案）の変更点について説明が行われた。引き続き出田専門研究員から税金費用の計算を中心に適用指針（案）の変更点について説明がなされた。

委員及びオブザーバーより、主に次のような意見があった。

- 四半期レビュー基準案における四半期レビューの目的と四半期会計基準案における四半期財務諸表の目的は一定の整合性がとられるべきではないか。
- 監査（レビュー）の目的はそもそも「財務諸表が会計基準に準拠して作成されているかどうか」を確かめることにあり、必ずしも、財務諸表の開示の目的と同一にする必要はないのではないか。
- 重要な会計処理の原則及び手続について変更が行われた場合の注記において、第 2 四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続を変更した場合の影響額の注記方法については、変更前の会計処理に基づくものと変更後の会計処理に基づくものを開示する必要はなく、変更前の会計処理に基づく影響額のみ記載すればよいのではないか。

以上の意見を踏まえ、引き続き、公開草案の文案を検討していくこととした。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。